

ハビビ伊勢原 サービス運営規定

(事業の目的)

第1条

利用者本人が自立した自由な日常生活を営むことが出来るよう、それぞれの趣味や軽運動を通して心身共に元気になれるサービスを提供すると共に、介護家族の負担も軽減することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助および機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びにご利用者ご家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域・関係市町村・医療機関・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハビビ伊勢原
(2) 所在地 山形県鶴岡市伊勢原町 16 番 16 号

(従業員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
日常生活上の相談に応じ適宜生活支援を行う。
- (3) 看護職員（兼機能訓練指導員） 1名以上
日常生活を営むのに必要な健康管理を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
日常生活を営むのに必要な介助を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土、日曜日、「年末・年始休業」は12／31～1／3を除く毎日※
※感染症や不慮の災害等により、規定した営業日以外（土、日曜日）に開所することがある。
- (2) 営業時間 月～金・祝日 午前8時半 から午後5時半
サービス提供時間 午前9時 から午後4時半

(利用定員)

第6条

当施設の利用定員は15名とする。(総合支援対象者は1割までの受入れとする)

(指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスの内容)

第7条

指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事提供
- (5) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (6) 口腔機能訓練
- (7) 個別機能訓練

(通常の事業の実施地域)

第8条

事業所の通常の事業実施地域は、鶴岡市のうち、事業所所在地より概ね半径5km圏内とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条

指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費

昼食代 650 円

(2) おむつ代等

紙おむつ 1 枚 100 円、パッド 1 枚 50 円

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 km 当たり 50 円

(4) 日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(5) 利用者の体調急変による救急搬送先への職員同行費用

付き添い料 1,020 円(30 分まで。以降 30 分まで毎 1,020 円追加)

その他、救急搬送先から職員が帰所にかかる費用等は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者またはそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条

- (1) 金銭については、基本的には持ち込まないこととする。
- (2) 服薬については予め報告・連絡を受けた薬剤についてのみ看護師、または介護士が管理・補助して服薬を行う。
- (3) 当施設の利用中に体調の変化があった際は速やかにご家族等に連絡し、相談して対処するが、緊急の場合は救急搬送する場合もある。
- (4) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (5) ご利用者の営利行為、宗教への勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- (6) 職員に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷、カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント等の迷惑行為は禁止します。
- (7) 無断で職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、及び録音等を行う行為を禁止します。

(緊急時等における対応方法)

第11条

指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条

水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行う。

2 防火訓練計画により概ね年1回以上訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う。

(個人情報の保護)

第13条

施設職員には、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の情報を漏らすことの無いよう指導・教育を徹底するほか、職員がこれに反した場合は違約金を求める他、場合によっては解雇する。

(地域との連携など)

第14条

施設運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員または当施設が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の会議録を作成するとともに当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第15条

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービス提供中に、施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束の原則禁止)

第16条

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条

施設内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第18条

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条

感染症や非常災害が発生した際は、利用者に対する指定地域密着型通所介護および通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

地震等の非常災害、その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額、苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては施設内に掲示する。

3 介護に関わる全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1年以内

(2) 継続研修 年1回以上

附則

平成22年11月10日に指定を受ける

平成24年1月6日 適用

平成24年4月1日 適用

平成24年9月1日 適用

平成28年6月1日 適用

平成29年9月1日 適用

平成30年2月1日 適用

令和元年10月1日 適用

令和4年3月1日 適用

令和6年3月1日 適用

この規定は、令和6年3月1日より適用する